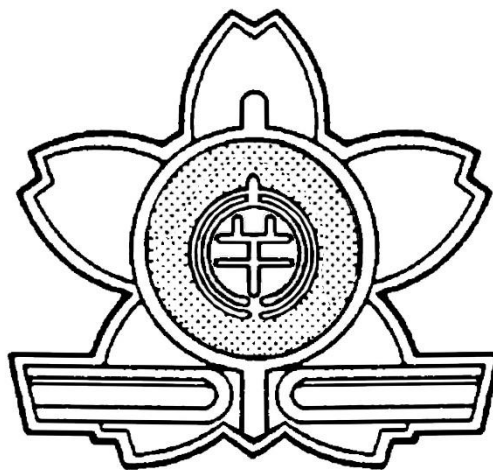


練馬区立大泉南小学校
P T A会則



練馬区立大泉南小学校 P T A

所在地 東京都練馬区東大泉 6-28-1

電話 03 (3922) 1371 職員室

練馬区立大泉南小学校PTA会則

第一章 名称と目的

- 第 一 条 本会は練馬区立大泉南小学校PTAといい、事務所を同小学校内におく。
- 第 二 条 本会は学校と家庭と社会とが協力して、民主教育に対する理解を深め、子どもの幸せを願い、会員相互の親睦をはかり、教養を高めることを目的とする。

第二章 方針

- 第 三 条 本会は第二条の目的を達成するために、次の方針で活動する。
1. 本会は自主独立のもので、他のいかなる団体の干渉も受けない
 2. 児童の健全な成長を助けるために、保護者と教職員が常に協力してあたるよう努力する
 3. 児童の教育ならび福祉のために活動する他の団体および機関と協力する
 4. どの宗派の政党にも属することなく、また営利を目的とする行為は行わない
 5. 本会は教育の問題について、意見をのべたり、討議したりするが、学校の人事に干渉はしない

第三章 活動

- 第 四 条 本会の活動を行うため、1. 学年委員会、2. 広報委員会、3. 指名委員会、4. 安全委員会、5. 資源委員会を置き、必要に応じてそれぞれの活動を行う。この五つの委員会は相互に協力する。その他の目的達成に必要な活動を行う。
- 第 五 条 必要に応じて特別委員会を設ける場合もある。

第四章 会員

- 第 六 条 本会の会員は練馬区立大泉南小学校に在籍する児童の父母、またはそれに代わる人（以下保護者という）ならびに学校長、教職員（以下教員という）とする。

第五章 役員と役員会

- 第 七 条 本会の役員は次のように構成する。
1. 会 長 1名 （保護者1）
 2. 副会長 4名 （保護者3、副校長）
 3. 書 記 3名 （保護者2、教員1）
 4. 会 計 3名 （保護者2、教員1）
- ただし、副会長のみ、必要に応じてあと一名（保護者）増員することができる。
- 第 八 条 役員は役員・会計監査指名委員会（以下指名委員会という）の推薦をうけ、定期総会において決定される。
- 第 九 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表して会務を統括する
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は、その代理をつとめる

3. 書記は総会および運営委員会の開催の通知をし、その議事を記録して、決定事項を会員に通知すると共に、各委員会の連絡をはかる
4. 会計は本会のすべての収支を記録し、決算は運営委員会の承認を求め、監査を経て決算報告をする

第十條 役員の任期は一年とし、再任は妨げないが、同じ職については二年を越えてはならない。(同じ職については二年を越えてはならないが、一年でも間があけばまた、元の職につくことができる。)

第十一條 役員会は本会の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第十二條 役員会は本会の活動の推進をはかり、各委員会と連絡をとり渉外関係を担当する。

第十三條 緊急の場合は役員会で処理し、運営委員会に報告して承認を得る。

第六章 総会

第十四條 総会は本会の最高議決機関であって、会長がこれを招集し、定期総会と臨時総会にわけらる。総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。ただし、会員の出席が必要と役員会が認めた場合は集会形式とする。

第十五條 定期総会は原則として五月に開き、次の事項を行う。

1. 前年度収支決算報告
2. 前年度会計監査報告および承認
3. 前年度活動報告
4. 新年度役員、会計監査の承認
5. 新年度予算の審議と承認
6. 新年度活動計画案提示
7. その他必要と認めた事項

第十六條 臨時総会は運営委員会の要請によって、会長が招集することができる。

第十七條 総会は会員（家庭数）の五分の一以上の書面提出もしくは出席をもって成立する。ただし、集会形式の場合は委任状を認める。

第十八條 総会の議決は書面提出者もしくは出席者の過半数で決する。

第七章 運営委員会

第十九條 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であって、役員、校長、学年委員会、広報委員会、指名委員会、安全委員会、資源委員会の委員長、特別委員会設置の場合はその委員長をもって構成し、委員長がやむをえず欠席の場合は副委員長が代理をつとめる。

第二十條 任務は次のとおりとする。

1. 役員会、各委員会から提案された事項および各委員会により立案された活動計画の審議ならびに承認
2. 総会に提出する議案の作成
3. 予算案の作成および決算の審議
4. 必要ある場合、特別委員会を設置
5. 各委員会活動に属さない活動を行う

6. 役員に欠員を生じた場合はこれを補充する。ただし、会長は副会長より補充する
7. その他運営上必要と認めた事項の処理

第二十一条

運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第二十二条

年六回以上定例運営委員会を開き、必要ある場合は随時開くことができる。

第八章 委員会と委員

第二十三条

第四条にあげた各委員会は原則として月一回委員長が招集する。

各委員会は、次の事項を行う。

- (1) 活動を計画し、運営委員会に提示する
- (2) 委員会が立案した活動を行う
- (3) その他、必要と認めた事項

1. 学年委員会

学級より学級委員を二名選出し、そのうちより学年毎に正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員は各学年担当者より副委員長を一名互選する。

- (1) 学級間の連絡を密にして、学級委員より提示された意見要望を調整する
- (2) 会員が学校教育、家庭教育、社会教育について正しい認識を深めるための活動の企画、実施にあたる
- (3) 学年の年間計画をたて、その運営にあたる

学級委員

- (1) 学級PTAの運営にあたる
- (2) 学級懇談会の司会、記録をし、会員の意見、要望を学年委員会に提示すると共に、学年委員会の報告事項を学級に伝達する
- (3) 必要な場合、学年委員会を通して、学級懇談会を開く

2. 広報委員会

各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員より副委員長を一名互選する。

- (1) 会報の発行を行う
- (2) その他、必要と認めた広報活動を行う

3. 指名委員会

各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員より副委員長を一名互選する。

- (1) 翌年度役員、会計監査候補者の選考、指名にあたり年度内に候補者を全会員に通知する
- (2) 候補者については全会員の中よりPTAの目的方針、活動を実施するにふさわしい人物を指名委員をのぞき選出する

4. 安全委員会

各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員より副委員長を一名互選する。

- (1) 児童の安全を守るため学校と連携し、保護者に協力を仰ぎ活動を実施する
- (2) その他、必要と認めた活動を行う

5. 資源委員会

各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。
また、教員より副委員長を一名互選する。

- (1) 月一回、資源回収協力をお願いを印刷し、関係各所に配布する
- (2) その他、必要と認めた活動を行う

第二十四条 委員長はその委員会を運営し、委員会の活動に伴う学校、関係機関、講師などとの折衝にあたる。

第二十五条 委員はその属する委員会の活動に当たる。委員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六条 特別委員会の委員はその任務終了した時に解任される。

第九章 会計監査

第二十七条 本会の会計監査は二名とし、指名委員会の推薦をうけ定期総会において決定される。

第二十八条 会計監査は会計を監査し、これを報告する。必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第二十九条 会計監査の任期は一年とし、再任は認められない。また、欠員を生じた場合は全会員の中から補充し、前任者の任期を引き継ぐものとする。

第十章 顧問

第三十条 本会に顧問をおくことができる。顧問は運営委員会が推薦し、総会で承認する。顧問は本会の運営につき会長の諮問に応ずる。任期は一年とし、再任は妨げない。

第十一章 会計

第三十一条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第三十二条 本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。

第三十三条 会員は会費を納めるものとする。会費は定期総会において決定する。

第十二章 補則

第三十四条 会長は運営委員会の承認を得て、会則施行に関して必要な細則を設けることができる。

第三十五条 本会は下記の帳簿を備える。

1. 会則
2. 役員および委員名簿
3. 記録簿
4. 会計簿

第三十六条 本会の会則は総会の書面提出者もしくは出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。

第三十七条 本会則は昭和34年4月6日よりこれを実施する。

昭和39年	5月	13日	一部改正
昭和40年	5月	14日	一部改正
昭和42年	3月	9日	一部改正
昭和44年	3月	4日	一部改正
昭和45年	10月	14日	一部改正
昭和47年	12月	15日	細則
昭和49年	2月	7日	改正
昭和50年	10月	7日	細則一部改正
昭和51年	3月	2日	一部改正
昭和53年	3月	16日	一部改正
昭和59年	4月	27日	一部補則
平成2年	3月	6日	一部改正
平成6年	3月	3日	一部改正
平成7年	2月	28日	一部改正
平成9年	2月	25日	一部改正
平成14年	2月	21日	一部改正
平成16年	2月	23日	一部改正
平成19年	3月	2日	一部改正
平成23年	2月	25日	一部改正
平成26年	5月	9日	一部改正
令和4年	1月	26日	一部改正

練馬区立大泉南小学校PTA内規

1. 会員の慶弔見舞金を次のように定める。
 - (1) 会員及び本校児童の死亡に対し、10,000円を供える
 - (2) 会員以外の学校勤務者(本人)の死亡に対し、5,000円を供える
 - (3) 会員がPTAとして承認された活動中に負傷し通院した場合は、役員会の協議により見舞金3,000円を贈ることができる
2. 上記(1)、(2)については原則として副校長の連絡により行う。
3. 特別の場合は運営委員会の協議による。ただし、緊急の場合は役員会の協議により処理し、その旨を次回の運営委員会に報告する。

昭和45年	10月	14日	一部改正
昭和49年	2月	7日	一部改正
平成元年	2月	9日	一部改正
平成29年	5月	9日	一部改正
令和4年	3月	10日	一部改正
令和6年	3月	6日	一部改正

練馬区立大泉南小学校PTA細則

【PTAクラブ活動について】

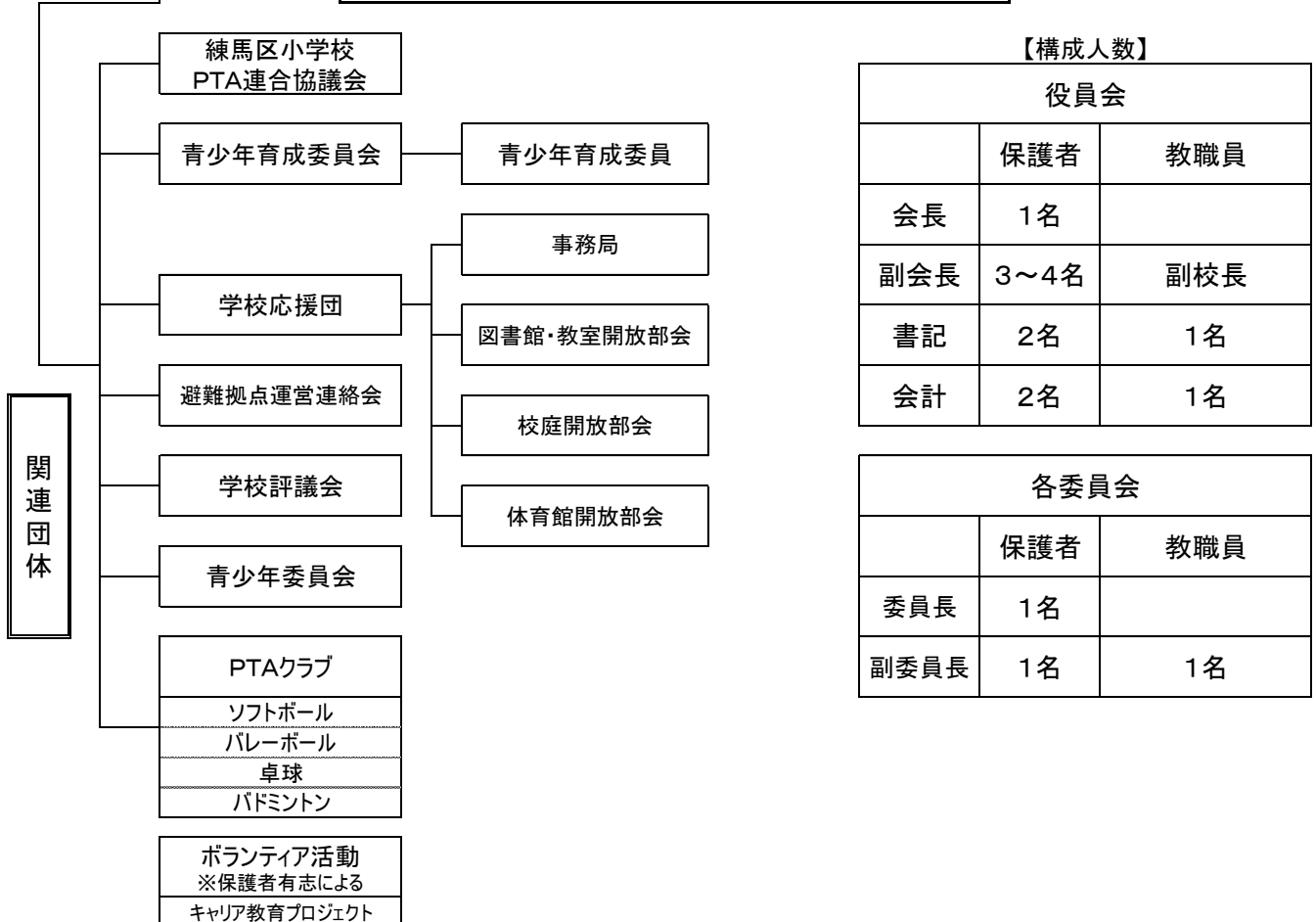
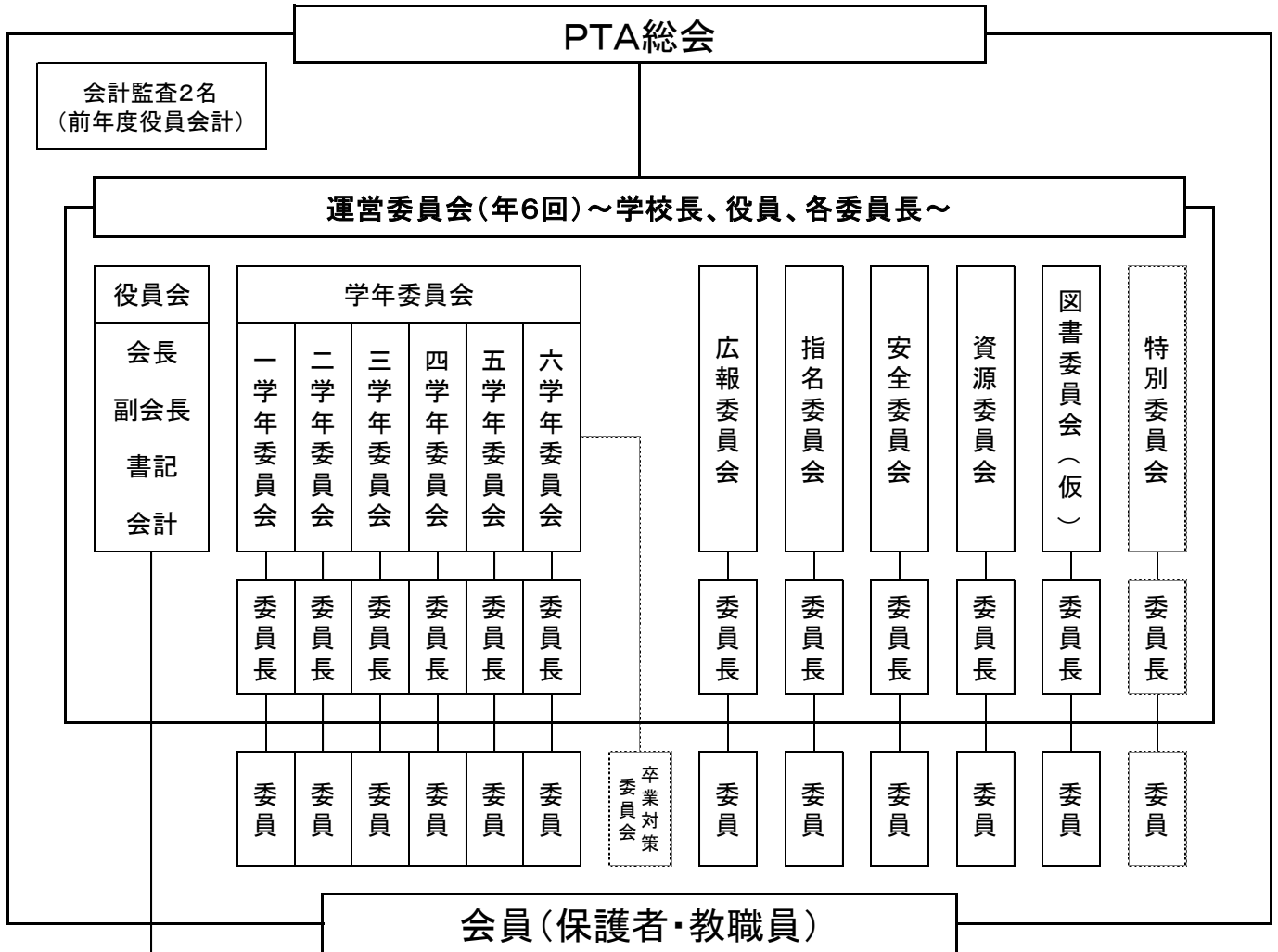
1. 活動を通じ、会員相互の親睦を深め、他校との交流を図ることを目的とする。
2. 各クラブに責任者を一名置くものとし、組織については各クラブに一任する。
3. 活動の詳細については各クラブから会員に周知する。
4. 新規のクラブについては会員の希望があれば設立できる。上記1を目的としたPTAとしてふさわしい活動であること、および下記条件を満たし、役員会及び運営委員会の承認をもって発足とする。
 - (1) 名称、目的、活動内容、活動場所、責任者、連絡先を明記し、役員会に提出する書式は問わない
 - (2) 会員が主体となって活動し、会員全員に門戸が開かれていることとする
 - (3) 5名以上の発起人を必要とする
 - (4) 定期的に活動を行い、役員会が求めた場合には活動報告を行う
5. 活動者数が十分でない場合には、クラブの判断で休部することができる。ただし、役員会及び運営委員会にて承認を受けるものとする。活動を再開する場合には、上記4の手順が必要となる。
6. 活動費については各クラブ一律の金額で年に一度支給される。
7. 本細則は令和6年1月29日よりこれを実施する。

練馬区立大泉南小学校PTA個人情報保護方針

会員の個人情報の重要性を認識し、適切に扱います。責任を持って会員の個人情報を保護します。

1. 法令等の遵守
個人情報保護法その他関係する法令等を遵守します。
2. 個人情報の取得
会員から個人情報を取得する場合には、利用目的を明示し、その目的に必要な範囲で取得します。
3. 個人情報の利用目的
会員の個人情報を利用するにあたっては、PTAの諸活動（名簿作成、各種連絡、その他PTAに付随する業務）のみに利用します。
4. 個人情報の管理
取得した個人情報は盗難・紛失等のないよう適切に管理します。
5. 第三者提供の制限
取得した個人情報は第三者へは提供いたしません。

大泉南小学校PTA 組織の概要





校章の由来 ～昭和35年5月30日制定～

五枚の桜の花びらを「大」の字に見立て、
泉の水を花びらの下にとり、中に「南」の文字をデザインしました。

PTA会員のみなさま

大泉南小学校PTAは本会則に基づいて運営されております。より良いPTA活動を行うため、会則をご理解いただき、一層のご協力をお願いいたします。

この会則は、卒業するまで大切に保管しておいてください。

万一、紛失した場合は役員までご連絡ください。

令和6年1月作成